

<新医療総合保険>

重要事項説明書

(契約概要・注意喚起情報)

この書面では、ご加入に関する重要事項（「契約概要」・「注意喚起情報」等）について説明しています。
ご加入前に必ずご一読いただき、お申し込みくださいますようお願いいたします。

契約概要 保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報 ご加入に際して保険加入者にとって不利益となる事項等、特にご注意いただきたい事項

ご契約の内容は新医療総合保険の「普通保険約款」・「特約」によって定まります。この書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については、「新医療総合保険 ご加入のしおり・保険約款（普通保険約款・特約）」をご確認いただくか、アメリカン・エキスプレス・インターナショナル、Inc.またはChubb損害保険株式会社へお問い合わせください。

▶ 保険加入者と被保険者が異なる場合には、この書面に記載された事項を、被保険者の方に必ずご説明ください。

保険用語のご説明 「ご加入のしおり・保険約款」にも「主な用語の定義」が記載されておりますので、ご確認ください。

約款	普通保険約款	基本となる補償内容および契約手続等に関する原則的な事項を定めたものです。
	特約	普通保険約款に定められた事項を特別に補充・変更する補償内容等の事項を定めたものです。
補償の対象(者)等	保険加入者(お申込人)	保険契約のお申し込みをされる方で、保険料の支払義務を負う方をいいます。
	被保険者	保険契約で補償を受けられる方をいいます。
保険金	保険金	普通保険約款およびセットされた特約により補償される損害等が生じた場合に保険会社がお支払いすべき金額をいいます。
保険金額	保険金額	保険契約により保険金をお支払いする事由が生じた場合に保険会社が支払うべき保険金の限度額をいいます。
保険料(掛金)	保険料(掛金)	保険加入者が保険契約に基づいて払い込むべき金額をいいます。
その他	危険	ケガまたは損害等の発生の可能性をいいます。
	他の保険契約等	この保険契約と全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

1 契約締結前におけるご確認事項

1. 保険商品の仕組み 契約概要

この保険は、アメリカン・エキスプレス・インターナショナル、Inc.（以下アメリカン・エキスプレス）が団体契約者としてChubb損害保険株式会社（以下チャブ保険）が引受けける、ケガや病気により入院・手術をされた場合等に補償する新医療総合保険です。また、この保険は、加入証明書記載の契約者を団体契約者とし、会員様を団体構成員とする団体保険です。

2. 補償内容 契約概要 注意喚起情報

お支払いする主な保険金は以下のとおりです。詳細は「新医療総合保険 ご加入のしおり・保険約款（普通保険約款・特約）」でご確認ください。

（1）保険金をお支払いする場合

主な保険金の種類・特約	保険金をお支払いする場合
入院一時金	被保険者が、保険期間中に急激かつ偶然な外来の事故によるケガまたは病気を被り、その治療を目的として入院を開始し、入院日数が継続して5日以上となった場合は、1回の入院について保険金額の全額をお支払いします。
入院保険金	<p>被保険者が、保険期間中に急激かつ偶然な外来の事故によるケガまたは病気を被り、その治療を目的として入院を開始した場合は、入院日数1につき、次のとおり保険金をお支払いします。</p> <p>入院保険金日額×入院日数</p> <ul style="list-style-type: none"> ●1回の入院について60日を限度とします。 ●保険期間（継続契約の保険期間を含みます）を通じて支払う入院日数の限度はありません。 ●ケガによる入院保険金の支払いと病気による入院保険金の支払いが重複する場合には、その重複する入院の期間に対して、重複して入院保険金は支払われません。 ●同一の病気（医学上密接な関係がある病気を含む）により、退院日の翌日からその日を含めて180日以内に再入院された場合は1回の入院とみなします。 ●同一の事故により、事故発生の日からその日を含めて180日以内に再入院された場合は1回の入院とみなします。

主な保険金の種類・特約	保険金をお支払いする場合
手術保険金	<p>被保険者が、保険期間中に急激かつ偶然な外来の事故によるケガまたは病気を被り、その治療を目的として公的医療保険制度における手術を受けた場合は、手術の種類に応じて、次のとおり保険金をお支払いします。</p> <p>手術保険金基礎額（入院保険金日額）の手術に応じて20倍（入院中の場合）または5倍（入院中以外の場合）</p> <p>ただし、美容整形手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、診断および検査（生検、腹腔検査等）のための手術、ドレナージ、穿刺、神経ブロックのほか、以下の診療行為はお支払いの対象外となります。</p> <p>ア.創傷処理 イ.切開術（皮膚または鼓膜） ウ.デブリードマン エ.骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術 オ.抜歯手術 カ.異物除去（外耳または鼻腔（くう）内） キ.鼻焼灼（しゃく）術（鼻粘膜または下甲介粘膜） ク.魚の目またはタコ手術後縫合（鶴眼・胼胝（べんち）切除後縫合）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●被保険者が時期を同じくして2種類以上の手術を受けた場合は、そのうち最も高い倍率のいずれかの1手術を受けたものとみなします。 ●一連の治療過程において連続して手術を受けた場合は、最初に手術を受けた日からその日を含めて14日以内に受けた手術について、そのうち最も高い倍率のいずれかの1手術を受けたものとみなします。
天災危険補償特約	<p>本特約が付帯されている場合は、次に掲げる事由のいずれかによって被保険者が被った損害等を免責とする他の特約について、当該損害等を免責とせず補償します。</p> <p>① 地震もしくは噴火またはこれらによる津波</p> <p>② ①の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故</p>
先進医療費用保険金（特約付の場合）	<p>被保険者が、保険期間中に急激かつ偶然な外来の事故によるケガまたは病気を被り、その直接の結果として日本国内で先進医療を受けた場合、被保険者が負担した先進医療の技術料の額をお支払いします。また、先進医療費用保険金が支払われるとき、先進医療追加費用保険金（先進医療費用保険金支払額の10%）をお支払いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●先進医療とは、厚生労働大臣が定める評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療（厚生労働大臣が先進医療ごとに定める施設基準に適合する病院等で行われるものに限ります。）をいいます。 ●保険期間（継続契約の保険期間を含みます）を通じてお支払いする保険金の額は保険金額を限度とします。

（2）保険金をお支払いできない主な場合

以下のいずれかに該当する場合は、保険金の支払対象となりません。

- 初年度契約の保険始期日前に被ったケガ。ただし、初年度契約の保険始期日からその日を含めて1年内にそのケガの治療を目的とした入院を開始したり手術を受けていない場合に限り、初年度契約の保険始期日から1年を経過した日の翌日から補償の対象となります。
- 初年度契約の保険始期日前に発病していた病気（医学上密接な関係がある病気を含む）。ただし、初年度契約の保険始期日からその日を含めて1年内にその病気の治療を目的とした入院を開始したり手術を受けていない場合に限り、初年度契約の保険始期日から1年を経過した日の翌日から補償の対象となります。
- また、下記が原因であるケガ・病気や下記の症状の場合にはお支払いできません。
 - ①保険加入者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失
 - ②被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
 - ③被保険者の麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用。ただし、治療を目的として医師がこれらの薬物を用いた場合を除きます。
 - ④被保険者のアルコール依存、薬物依存または薬物乱用
 - ⑤被保険者の妊娠または出産（ただし、「療養の給付」等の支払の対象となる場合を除きます。）
 - ⑥戦争、外国の武力行使、暴動等
 - ⑦核燃料物質等の有害な特性またはその特性による事故
 - ⑧頸（けい）部症候群（むちうち症）、腰痛その他の自覚症状があつても、それを裏付ける医学的他覚所見のない症状
 - ⑨精神障害またはこれを原因とする傷害もしくは疾病
 - ⑩無資格運転中、酒気帯び運転中（酒酔い運転を含みます）、麻薬等服用時の運転中に生じた事故（酒気帯び運転とは、道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転していることをいいます。）

■医学上密接な関係があるとされる病気の例

病気	左記と医学上密接な関係があるとされる病気（例）	病気	左記と医学上密接な関係があるとされる病気（例）
高血圧症	心臓疾患（心不全、虚血性心疾患） 脳血管疾患（脳卒中）、腎臓疾患	肝機能障害	慢性肝炎、肝硬変、肝がん
糖尿病	腎症、網膜症、白内障、末梢神経障害 下肢動脈閉塞性疾患	高尿酸血症	痛風、腎症
大腸ポリープ	大腸がん	脂質異常症（高脂血症を含む）	虚血性心疾患、脳血管疾患（脳卒中） 下肢動脈閉塞性疾患
胆石症	胆囊炎、胆囊がん、閉塞性黄疸	ヘルコバクター・ピロリ菌陽性	胃炎、胃潰瘍、胃がん

3. 引受け条件（加入資格・加入年齢・保険金額・保険料（掛金）等） 契約概要

（1）加入資格

アメリカン・エキスプレスのカード会員の方にご加入いただけます。

※加入依頼時の申告内容によりましては、保険会社がお引受けをお断りする場合がありますので、あらかじめご了承ください。

被保険者にご指定いただける方

①アメリカン・エキスプレスのカード会員ご本人 ②本人の配偶者

※配偶者の方は、アメリカン・エキスプレスのカード会員ご本人がご加入済の場合、または同時加入の場合にご加入いただけます。

（2）加入年齢

保険始期日時点の年齢が満20歳から満80歳までの方にご加入いただけます。満81歳以上の方の新規のご加入はできません。

（3）保険金額と保険料（掛金）

保険料（掛金）は、保険始期日時点の被保険者の満年齢により算出され、保険期間（最長5年間）を通して変わりませんが、以降5年ごとの更新日時点の満年齢に応じて、保険料（掛金）が変更になります。更新時の保険料（掛金）は、事前にお知らせします。各プランにおける保険金額と保険料（掛金）については、パンフレット等をご参照ください。また、ご加入プランをお選びいただく際には、必要な補償額に見合ったプランをお選びください。

▶他の保険契約等がある場合

すでにこの保険と同種の保険金支払を受けられる他の保険契約等にもご加入の方は、すべての保険金額（補償額）を合計してご勘案ください。チャブ保険と他社等の保険金額（補償額）の合計額によっては、ご契約をお受けできない場合があります。

4. 保険期間（保険のご契約期間）・保険の継続 契約概要 注意喚起情報

（1）保険期間

アメリカン・エキスプレスまたはチャップ保険が毎月1日までに受けた加入依頼について、翌月1日前0時に始まり、団体契約満期日の午後12時までの最長5年間となります。以降、保険加入者（カード会員ご本人）からアメリカン・エキスプレスまたはチャップ保険へ、アメリカン・エキスプレスまたはチャップ保険から保険加入者（カード会員ご本人）へ書面での通知がない限り、5年毎の団体契約満期日に自動継続されます。ただし、被保険者が満81歳になられた後の最初の団体契約満期日の午後12時以降は更新できません。ご加入後にカード会員の資格を喪失された場合には、この保険も自動的に解約となります。また、カード利用代金のお支払状況によっては、お引受けをお断りする場合や解約となる場合があります。

（2）加入後の変更・解約

ご加入後の契約内容の変更および解約は、毎月1日までにアメリカン・エキスプレスまたはチャップ保険が書面で受理したお申し出について、翌月1日前0時をもって変更・解約となります。契約内容の変更に伴い、保険料に変更が生じる場合は、書類受付締切日（毎月1日）の翌月のカードご利用代金お支払分から変更後の保険料をお振替えさせていただきます。解約の場合は、書類受付締切日（毎月1日）の翌月のカードご利用代金お支払分よりお振替えを停止いたします。

（3）継続時の取扱い

継続時において、保険会社が継続契約のお引受けをお断りする場合がありますので、あらかじめご了承ください。また、継続契約の保険料（掛金）については保険会社が特に必要と認めた場合に、主務官庁の認可を得て、将来に向かって変更する場合があります。

5. 保険料（掛金）の払込方法 契約概要

月々の保険料は、「アメリカン・エキスプレスのカード会員規約」に基づく通常のお支払方法によりお支払いいただけます。毎月1日までにアメリカン・エキスプレスが受けた加入依頼について、翌月のクレジットカードお支払日に初回保険料をお振替えさせていただきます。第2回目以降は、毎月のクレジットカードお支払日にお振替えさせていただきます。

6. 満期返戻金・解約返戻金・配当金 契約概要

この保険には満期返戻金・解約返戻金・配当金はございません。

2 契約締結におけるご注意事項

1. 告知事項（ご加入時にお申し出いただく事項） 注意喚起情報

ご加入の際、確認させていただいた事項／加入依頼書等に★印を付けた事項（「生年月日」、「告知事項（健康告知、他の保険契約等）」）について知っている事実が記載されていない場合または事実と異なっている場合には、ご契約を解除したり、保険金をお支払いできないことがあります。転職等でご職業を変更された場合には、速やかにご通知をお願いいたします。その他の事項も含め、加入依頼書等の記入やご申告いただく事項にあたっては十分ご注意ください。

●「他の保険契約等」とは、医療保険、普通傷害保険、家族傷害保険、交通事故傷害保険、ファミリー交通傷害保険、所得補償保険等、この商品と補償内容が全部または一部が同じ保険契約・共済契約をいいます。

2. クーリングオフ 注意喚起情報

お電話でのお申し込みの場合は、お申し込みから一定期間内であれば、書面等によりお申し込みの撤回またはご契約の解除（以下、「クーリングオフ」といいます）を行うことができます。クーリングオフを希望される場合は、本紙（電磁的方法を含む）を受領された日またはお電話でお申し込みされた日のいずれか遅い日からその日を含めて8日以内に書面または電子メールにてチャップ保険までご通知ください。なお、加入依頼書の郵送によるお申し込み、オンラインでお申し込みいただく場合はクーリングオフの対象外となっております。
<宛先>【郵便】〒141-8679 東京都品川区北品川6-7-29ガーデンシティ品川御殿山 Chubb損害保険株式会社
【電子メール】japan_coolingoff@chubb.com (注)電子メールでのクーリングオフ受付は2022年5月以降となります

3. 保険責任の開始時期（補償が開始される時期） 注意喚起情報

【ケガ】保険始期日から補償が開始されます。

【病気】保険始期日から補償が開始されます。

●保険期間が始まった後であっても、保険料を領収する前に生じたケガまたは病気に対しては保険金をお支払いできません。

3 契約締結後におけるご注意事項

1. 住所変更・氏名変更・職業変更 注意喚起情報

ご加入後、次の変更が生じた場合には、すみやかにアメリカン・エキスプレスまたはチャップ保険へご連絡ください。

①保険契約者（被保険者）の住所変更 ②保険契約者（被保険者）の婚姻などによる氏名変更 ③ご職業・職務の変更

ご加入後、被保険者が加入証明書記載のご職業・職務を変更した場合（就職・退職した時も含みます）は、すみやかにご通知ください。

2. 解約（保険加入者・被保険者のお申し出による解除） 注意喚起情報

ご加入後、保険契約の解約を希望される場合は、書面による手続きとなりますのでアメリカン・エキスプレスまたはチャップ保険にお申し出ください。ご連絡をいただいた後、保険加入者へ手続きに必要な書類をお送りします。書類の受付をもって解約手続きが完了となります。お電話によるお問い合わせ先は、加入証明書をご参照ください。また、被保険者が保険契約者以外の方で、一定の要件に合致する場合は、被保険者は保険契約者に解約を求めるすることができます。この場合、保険契約者は解約しなければなりません。

4 その他ご留意いただきたいこと

1. 重大事由解除 注意喚起情報

保険金詐欺等のモラルリスクを防止するために以下のいずれかに該当する場合、保険契約を解除することができます。

①保険金の不正取得を目的として故意にケガや病気を発生させた場合

②保険金の請求に詐欺行為があった場合

③保険加入者が次のいずれかに該当する場合

ア. 反社会的勢力に該当すると認められた場合

イ. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められた場合

ウ. 反社会的勢力を不正に利用していると認められた場合

エ. 法人である場合において、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められた場合

オ. その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められた場合

●反社会的勢力とは、暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます）、暴力団構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

④他の保険契約等との重複により、保険金額・日額が過大となり、保険制度の目的に反するおそれがある場合

⑤保険加入者等と保険会社との間で信頼関係が損なわれ、契約の存続が困難となる重大な事由が発生した場合

2. 月払保険料（掛金）のお支払猶予期間等 注意喚起情報

初回保険料（掛金）をお支払いいただけなかった場合は、いかなる事故によるケガ・病気に対しても保険金は支払われません。また、毎月のお振替日に保険料（掛金）がお支払いいただけず、かつその後のご請求によってもお支払いいただけなかった場合には、最初にお振替えができなかった期日の属する月の1日以降に生じた事故に対しては保険金をお支払いできないことや、契約が解除されることがあります。

3. 保険金請求について 注意喚起情報

保険金お支払事由が発生した場合には、チャップ保険までご連絡ください。お支払事由発生の日から30日以内に通知がない場合は、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

（1）保険金の支払時期

被保険者が請求完了した日からその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするための必要な確認を終え保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査が必要な場合には、別に定める期日までに保険金をお支払いします。詳しくは「ご加入のしおり・保険約款」をご参照いただかずかチャップ保険へお問い合わせください。

（2）保険金の代理人請求

意思判断能力を著しく失った場合等、被保険者および保険金請求権者に保険金を請求できない事情がある場合には、これらの方の親族が代理人として被保険者および保険金請求権者に代わって保険金を請求できる場合があります。

（3）保険金請求の時効

保険金請求権は、各保険金を請求できる時の翌日から起算して3年を経過した場合、時効により消滅します。

4. 個人情報の取扱いについて 注意喚起情報

チャップ保険は、保険契約申込書等から得た個人情報（保険業の適切な業務運営を確保するために必要な範囲で取得した医療情報等のセンシティブ情報を含みます）の取扱いについて下記のとおりとさせていただきます。なお、詳細については、チャップ保険ホームページ（www.chubb.com/jp）をご覧ください。

（1）主な利用目的について

1. チャップ保険またはチャップ保険のグループ会社が取扱う損害保険の案内、募集および販売
2. 上記1.に付帯・関連するサービスまたは各種イベント等の案内、提供および管理
3. 損害保険契約の引受審査、引受、履行および管理
4. 適正な保険金・給付金の支払
5. 新たな商品・サービス開発、お問い合わせ・依頼等への対応
6. その他、お客様とのお取引を適切かつ円滑に履行するための業務

（2）第三者への情報提供について

チャップ保険は、次の場合を除き、ご本人の同意なく第三者に個人データを提供しません。

1. 法令に基づく場合
2. チャップ保険の業務遂行上必要な範囲内で、代理店を含む委託先に提供する場合
3. 再保険契約に伴い当該保険契約の情報を提供する場合
4. チャップ保険のグループ会社、損害保険会社等および国土交通省との間で共同利用を行う場合

●アメリカン・エキスプレスは保険商品加入に関する契約とその取扱いを目的として、加入依頼書等に記載された個人情報について、チャップ保険が保険契約に基づく支払請求内容の確認として用いることに同意します。

●加入依頼書等に記載された情報は、アメリカン・エキスプレスと保険加入者との契約終了後7年間はアメリカン・エキスプレスに保管されるものとします。

●加入依頼書等に記載された情報は、保険満期後7年間はチャップ保険に保管されるものとします。

5. 取扱代理店の権限 注意喚起情報

取扱代理店は、チャップ保険との委託契約に基づき、損害保険契約の締結の代理権を有しています。したがって、取扱代理店にお申し込みいただき有効に成立したご契約は、チャップ保険と直接契約されたものとなります。

6. 保険会社破綻時の取扱い 注意喚起情報

保険契約を引受けている損害保険会社の経営が破綻した場合に備えた仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」がありますが、支払われる保険金が下記割合に削減されることがあります。詳細は、チャップ保険ホームページ（www.chubb.com/jp）をご覧いただくか、保険会社までお問い合わせください。

保険金支払	補償割合90%
-------	---------

7. お問い合わせ、事故受付、苦情等の連絡先窓口 注意喚起情報

〈商品・各種手続きに関するお問い合わせ〉 通話料 無料 0120-020-345 受付時間 9:00～17:00（土日祝・年末年始休）

〈事故が起きた場合〉 通話料 無料 0120-236-777 受付時間 24時間・年中無休

〈苦情・ご要望等〉 通話料 無料 0120-550-385 受付時間 9:00～17:00（土日祝・年末年始休）

〈チャップ保険の契約する指定紛争解決機関〉

チャップ保険は、法律に定められた指定紛争解決機関である一般社団法人保険オブズマンと手続実施基本契約を締結しています。チャップ保険との間で問題を解決できない場合には、解決の申立てを行なうことができます。詳細は下記ホームページをご覧ください。

保険オブズマン 電話:03-5425-7963 受付時間 平日9:00～12:00、13:00～17:00（土日祝・年末年始休）ホームページ: https://www.hoken-ombs.or.jp/

本内容は2022年3月現在の内容で作成しています。

Chubb 損害保険株式会社

L2210166 2203-D

[天災補償付き]